

○福岡県災害救助法施行細則

昭和四十年八月三十一日

福岡県規則第四十四号

福岡県災害救助法施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県災害救助法施行細則

福岡県災害救助法施行細則（昭和三十五年福岡県規則第百二十号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

（平一三規則三三）

（救助実施区域の告示）

第三条 知事は、法第二条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村（法第二条の二第一項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）の地域を告示するものとする。

（平一三規則三三・令元規則一四・一部改正）

（市町村長の緊急処置）

第四条 市町村長（法第二条の二第一項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第十三条第二項の規定に基づき救助に着手することができる。

（平一三規則三三・平二六規則一・令元規則一四・一部改正）

（救助の組織）

第四条の二 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

- 2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。
- 3 部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。
- 4 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて

充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

(昭四七規則五五・追加、平一〇規則一九・平二〇規則三八・令二規則二二・一部改正)

(救助の程度、方法及び期間)

第五条 知事は、政令第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(昭四六規則七一・昭四七規則五五・昭四八規則六四・平一三規則三三・平二六規則一・令元規則二五・一部改正)

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第六条 省令第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公用令書(様式第三号から様式第三号の四まで)

二 公用変更令書(様式第四号)

三 公用取消令書(様式第五号)

2 知事は、前項第一号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(様式第六号)に、これを登録するものとする。

3 第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第七条 削除

(平一三規則三三)

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第八条 省令第二条第三項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書(様式第七号)を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(平一三規則三三・平一九規則二一・一部改正)

(損失補償請求書)

第九条 省令第三条の規定により、損失補償請求書(様式第八号)の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第六条第二項の強制物件台帳に所要の事項を記

録するものとする。

(平一三規則三三・一部改正)

(従事命令の場合の公用令書等)

第十条 省令第四条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公用令書 (様式第九号)

二 公用取消令書 (様式第十号)

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳 (様式第十一号) に、これを登録するものとする。

3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第十一条 法第八条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書 (様式第十二号) を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳 (様式第十三号) に、これを登録するものとする。

(平二六規則一・一部改正)

第十二条 削除

(平一三規則三三)

(従事命令に従事できない場合の届出)

第十三条 省令第四条第二項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

二 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な機関の証明書

(平一三規則三三・令元規則一四・一部改正)

(実費弁償)

第十四条 知事は、政令第五条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。

(令二規則二二・全改)

(実費弁償請求書の様式)

第十五条 省令第五条に規定する実費弁償請求書は、様式第十四号による。

(立入検査証)

第十六条 法第十条第三項において準用する法第六条第四項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第十五号による。

(昭五〇規則五九・平一九規則二一・平二六規則一・一部改正)

第十七条 削除

(平一三規則三三)

(扶助金支給申請書の様式等)

第十八条 省令第六条第一項の規定による扶助金支給申請書は様式第十八号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 省令第六条第一項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行つたときは、第十条第二項の救助従事者台帳又は第十一条第二項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

(平一三規則三三・令元規則一四・令元規則二五・一部改正)

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第十九条 知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第十九号により政令第十七条第一項の規定による通知を行うものとする。

(平一三規則三三・全改、平二六規則一・一部改正)

(繰替支弁)

第二十条 法第三十条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(平一三規則三三・平二六規則一・令元規則一四・一部改正)

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第二十一条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後六十日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

一 災害救助費繰替支弁金請求書（様式第二十一号及び第二十一号の二）

二 救助業務に要した経費算出内訳（様式第二十二号）

三 被害状況調（様式第二十四号）

四 災害救助費繰替支弁状況調（様式第二十五号）

五 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写し

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書（様式第二十六号）を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書（様式第二十七号）に前項第二号から五号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

（昭四七規則七九・昭五〇規則五九・平一三規則三三・令二規則二二・一部改正）

第二十二条 削除

（平三〇規則三四）

（救助事務費）

第二十三条 知事は、法第十八条第一項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

（平三〇規則三四・全改、令二規則二二・一部改正）

（災害救助基金台帳）

第二十四条 法第二十二条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳（様式第四十三号及び様式第四十四号）に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

（昭四三規則七・追加、昭四五規則六七・旧第二十四条繰上、昭四七規則七九・旧第二十三条繰下・一部改正、昭五〇規則五九・平二六規則一・一部改正）

（補則）

第二十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（昭四五規則六七・追加、昭四七規則七九・旧第二十四条繰下・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

（災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度等の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度（昭和二十九年四月福岡県告示第三百一号）

二 災害救助金の支給基礎額（昭和三十年七月福岡県告示第六百二十一号）

附 則（昭和四一年規則第四〇号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和四二年規則第三七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和四三年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用する。

附 則（昭和四三年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。ただし、別表一応急仮設住宅の供与の項(3)の改正規定は、昭和四十三年四月一日から同年七月二十二日までの間に設置された応急仮設住宅については、なお従前の例による。

附 則（昭和四四年規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和四五年規則第六七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和四六年規則第七一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和四七年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年規則第六七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和四七年規則第七九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和四八年規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十八年七月三十一日から適用する。

附 則（昭和四九年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十八年十月一日から適用する。

附 則（昭和四九年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和四九年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十九年十月一日から適用する。

附 則（昭和五〇年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附 則（昭和五一年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和五二年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和五三年規則第六六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和五四年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和五五年規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和五六年規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和五七年規則第四六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。ただし、改正後の別表第一北筑前福祉救助班の項管轄区域の欄の規定は昭和五十六年四月一日から、同表福岡福祉救助班の項管轄区域の欄の規定（太宰府市に係る部分を除く。）は昭和五十七年五月十日から適用する。

附 則（昭和五八年規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和五九年規則第五八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和六〇年規則第五六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則（昭和六一年規則第六九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六二年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和六三年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成二年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則（平成三年規則第六二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則（平成四年規則第六五号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則（平成六年規則第六九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則（平成七年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附 則（平成一〇年規則第一九号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則（平成一〇年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則（平成一二年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則（平成一三年規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附 則（平成一四年規則第四一号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成一四年規則第五一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則（平成一四年規則第六〇号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第四二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則別表第二の十の項及び十二の項の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附 則（平成一七年規則第三号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一宗像救助班の項管轄区域の欄の改正規定（「宗像市」を「宗像市 福津市」に改める部分に限る。） 平成十七年一月二十四日

二 別表第一久留米救助班の項管轄区域の欄の改正規定 平成十七年三月二十日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十七年三月二十八日

附 則（平成一七年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則別表第二の二の項(5)及び九の項の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

附 則（平成一八年規則第二号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一鞍手救助班の項の改正規定 平成十八年二月十一日

二 別表第一朝倉救助班の項の改正規定 平成十八年三月二十日

三 別表第一嘉穂救助班の項の改正規定 平成十八年三月二十七日

附 則（平成一八年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第二一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第三八号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第三九号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第五七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

附 則（平成三〇年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。ただし、別表第一筑紫救助班の項管轄区域の欄の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第四条及び別表第一の改正規定は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第二五号）

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第二二号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年規則第九号）

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

別表（第四条の二関係）

（平二一規則三九・全改、平二二規則三・平三〇規則三四・令元規則一四・令元規則二五・一部改正、令二規則二二・旧別表第一・一部改正）

班名	組織	管轄区域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域（法第二条の二第一項に規定する救助実施市を除く。）
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉事務所	古賀市 糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	糸島市
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
嘉穂・鞍手救助班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大

	事務所	川市 みやま市 三潞郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

様式第3号(第6条)

保 管	第 号
-----	-----

公 用 令 書
住 所
(所在地)
氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

年 月 日

福岡県知事 氏 名

記

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間

..... 切 取 線

保 管	第 号
-----	-----

受 領 書
年 月 日

福岡県知事 氏 名殿

住 所
(所在地)
氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

1 公用令書(物資の保管)

様式第3号の2(第6条)

収 用	第 号
-----	-----

公 用 令 書
住 所
(所在地)
氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を収用する。
年 月 日

福岡県知事 氏 名印

記

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	引 渡 時 期

..... 切 取 線

収 用	第 号
-----	-----

受 領 書
年 月 日

福岡県知事 氏 名殿

住 所
(所在地)
氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

1 公用令書(物資を収用)

様式第3号の3(第6条)

管 理	第 号
-----	-----

公 用 令 書
住 所
(所在地)
氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を管理する。
年 月 日

福岡県知事 氏 名印

記

施 設 の 名 称	種 類	所 在 の 場 所	管 理 の 範 囲	期 間

..... 切 取 線

管 理	第 号
-----	-----

受 領 書
年 月 日

福岡県知事 氏 名殿

住 所
(所在地)
氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

- 1 公用令書(施設を管理)

様式第3号の4(第6条)

使用(土地・家屋・物資)	第 号
--------------	-----

公 用 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の土地、家屋、物資を使用する。

年 月 日

福岡県知事 氏 名印

記

区 分	種 類	数 量	所 在 の 場 所	範 囲	期 間	引渡時期
土 地						
家 屋						
物 資						

.....切 取 線

使用(土地・家屋・物資)	第 号
--------------	-----

受 領 書

年 月 日

福岡県知事 氏 名殿

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

1 公用令書(土地、家屋、物資を使用)

注 不用の文字は抹消すること。

様式第4号(第6条)

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書 発付番号年月	第 号 年 月 日

公 用 変 更 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく 公用令書を下記のとおり変更したので同法施行
規則第1条第4項の規定により、これを交付する。

年 月 日

福岡県知事 氏 名印

記

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間

(収用、受理、使用の場合は、それぞれの公用令書の記に記載欄を設けること。)

..... 切 取 線

公用変更令書発付番号	第 号
公用令書発付番号年月日	第 号 年 月 日

受 領 書

年 月 日

福岡県知事 氏 名殿

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

1 公用変更令書(保管、収用、管理又は使用の変更)

注 不用の文字は抹消すること。

様式第5号(第6条)

公用取消令書発付番号	第 号
公用令書発付番号年月日	第 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく
5項の規定により、これを交付する。

を必要としなくなったので同法施行規則第1条第

年 月 日

福岡県知事 氏 名印

..... 切 取 線

公用取消令書発付番号	第 号
公用令書発付番号年月日	第 年 月 日

受 領 書

年 月 日

福岡県知事 氏 名殿

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

- 1 公用取消令書(保管、収用、管理又は使用の取消)

注 不用の文字は抹消すること。

様式第6号(第6条)

公用令書発付番号	第 号
公用令書発付年月日	年 月 日

強 制 物 件 台 帳

所有者住所
氏 名

占有者住所
氏 名

(法人その他の団体については、その所在地及び名称)

区 分	種 類	数 量	所 在 の 場 所	名 称	範 囲	期 間	引 渡 し 時 期	備 考 (変更理由) そ の 他
公用令書 の 内 容								
変 更 事 項 及 び そ の 理 由								
取 消 し の 理 由								
損 失 補 償 額	種 類	請 求 額	請 求 者	補 償 額	補償年月日	備 考		

様式第7号(第8条)

受 領 調 書

災害救助法第9条によつて収用(使用)する物資を下記のとおり受領した。よつて受領調書を作成し、各1通所持するものとする。

年 月 日

福岡県事務(技術)職員

受領者 氏 名
(署名又は記名押印)

物資所有者(又は占有者)

立会人 氏 名
(署名又は記名押印)

記

- 1 受領した県名 福岡県
- 2 受領した物資の種類及び数量
- 3 受領した年月日
- 4 受領した場所
- 5 その他必要と認める事項

様式第8号(第9条)

公用令書発付番号	第 号
公用令書発付年月日	年 月 日

損 失 補 償 請 求 書

年 月 日

福岡県知事 氏 名殿

住 所

(所在地)

氏 名

(署名又は記名押印)

(法人その他の団体については、その名称及び代表者氏名)

請求額 円也
¥

内訳 損失補償額算出明細書及び受領調書写別紙のとおり
上記金額を下記の理由により請求する。

記

請求理由

様式第9号(第10条)

表 面

公用令書発付番号	第 号
----------	-----

公 用 令 書

住 所

職 業 氏 名
生年月日

(法人その他の団体については、その名称、
事業の種類及び主たる事務所の所在地)

上記の者、災害救助法第7条の規定に基づき、下記のとおり従事を命ずる。

年 月 日

福岡県知事 氏 名

記

従事すべき救助業務	
従 事 す べ き 場 所	
従 事 す べ き 期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
出頭すべき日時及び場 所	

(法人その他の団体については、従事すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項
を記載すること。)

切 取 線

公用令書発行番号	第 号
----------	-----

受 領 書

年 月 日 午 前 後 時 分

福岡県知事 氏 名 殿

住 所

(所在地)
氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

1 公用令書

従事令書の交付を受けた者の心得

- 1 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出ること。
- 2 従事令書の交付を受けた者が、傷病、疾病等により指定の日時に出頭し難い場合には、医師の診断書(やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書)を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 3 従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合にはその市町村長、警察官、船長、又は駅長の証明書を添えこの令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 4 従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡金払を受けなければ出頭することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し、立替払を請求することができる。ただし、出頭すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りではない。
- 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6ヶ月以下の拘禁刑、又は300,000円以下の罰金に処せられる。

様式第10号(第10条)

公用取消令書番号	第 号
公用令書発付番号 年 月 日	第 号 年 月 日

公 用 取 消 令 書
住 所
(所在地)
氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第7条の規定に基づく公用令書は、その必要がなくなつたので同法施行規則第4条の規定により、これを交付する。

年 月 日
福岡県知事 氏 名

..... 切 取 線

公用取消令書番号	第 号
公用令書発行番号 年 月 日	第 号 年 月 日

受 領 書
年 月 日 午 前後 時 分

福岡県知事 氏 名殿
住 所
(所在地)
氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。
記
1 公用取消令書(従事命令)

様式第11号(第10条)

公用令書発付番号	第 号
公 用 令 書 発 付 年 月 日	年 月 日

救 助 従 事 者 台 帳

住 所
職 業 氏 名
年 月 日生

従事すべき救助業務					
従 事 す べ き 場 所					
従 事 す べ き 期 間					
出 頭 す べ き 場 所					
出 頭 す べ き 日 時					
公 用 令 書 取 消 理 由					
負傷し、疾病にかかり又は死亡した日時場所					
負傷し、疾病にかかり又は死亡した原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
備 考					
負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、本人と親族関係にあつた主な者の状況	氏 名	本 人 と の 続 柄	生年月日	職 業	備 考
扶 助 金 支 給 額	扶助金の種類	金 額	支 給 年 月 日	備 考	

様式第12号(第11条)

協力令書発付番号	第 号
----------	-----

協 力 令 書
住 所
(所在地)
職 業
氏 名
生年月日

上記の者災害救助法第8条の規定に基づき、下記のとおり協力を命ずる。

年 月 日 福 岡 県 知 事 又 は 氏 名
保健福祉(環境)事務所長 氏 名

記

協力すべき救助業務	
協 力 す べ き 場 所	
協 力 す べ き 期 間	
出頭すべき日時及び場 所	

.....切 取 線

協力令書発付番号	第 号
----------	-----

受 領 書
年 月 日

福 岡 県 知 事 氏 名殿
保健福祉(環境)事務所長

住 所
(所在地)
職 業
氏 名

下記のとおり受領した。

記

1 協力令書

様式第13号(第11条)

協力令書発付番号	第 号
協力令書発付 年 月 日	年 月 日

救 助 協 力 者 台 帳

住 所

職 業 氏 名

年 月 日生

協力すべき救助業務					
協 力 す べ き 場 所					
協 力 す べ き 期 間					
出 頭 す べ き 場 所					
出 頭 す べ き 日 時					
備 考					
負傷し、疾病にかかり又は死亡した日時場所					
負傷し、疾病にかかり又は死亡した原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状態					
備 考					
負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、本人と親族関係にあつた主な者の状況	氏 名	本 人 と の 続 柄	生年月日	職 業	備 考
扶 助 金 支 給 額	扶助金の種類	金 額	支 給 年 月 日	備 考	

様式第14号(第15条)

公用令書発付番号	第 号
公用令書発付 年 月 日	年 月 日

実 費 弁 償 請 求 書

年 月 日

福岡県知事 氏 名殿

住 所

(所在地)

職 業

氏 名

(署名又は記名押印)

請求額 円也

¥

内 訳 別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき下記事事由によって、上記金額を請求する。

記

- 1 従事した業務
- 2 従事した期間
- 3 従事した場所

様式第15号(第16条)

4頁

注意

1 この証票は、他人に貸与し、
又は譲渡してはならない。

2 この証票は、年 月 日まで
有効とする。

3 この証票は、有効期間が経過し
たり又は不用となつたときは、
すみやかに返還しなければならない。

1頁

災害救助法第10条の
規定による立入検査

証 票

2頁

第 号

所属名

職 名 氏名

年 月 日交付

福岡県知事 氏 名印

3頁

災害救助法
第10条

(条文挿入)

様式第18号(第18条)

災害救助法による

療休
障
遺
葬
打

養業
害
族
祭
切

扶助金支給申請書

年 月 日

福岡県知事 氏 名殿

住 所

氏 名
(署名又は記名押印)

災害救助法第12条の規定による扶助金を支給されたく、別紙 を添えて下記のとおり申請する。

記

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名	
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所	
負傷、疾病又は死亡の原因	
傷病名、傷病の程度及び身体 の状況	
公用令書番号、救助従事者 (協力者)公務災害通知	

負傷し、疾病にかかり又は死亡した当時本人と関係のあつた主なる親族の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考

注 この申請書には、次の区別に従い所要書類を添付すること。

- 療養扶助金の場合は、医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書
- 休業扶助金の場合は、医師の診断書並びに収入の有無及び収入のある場合は、その額を証明する使用者又はその居住地の市町村長の証明書等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- 障害扶助金の場合は、身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
- 遺族扶助金又は葬祭扶助金の場合は、医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類
- 打切扶助金の場合は、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

様式第19号(第19条)

番 号

年 月 日

市町村長 殿

福岡県知事 氏 名 印

災害救助法による救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることについて

年 月 日に発生した 災害において災害救助法による救助を実施するにあたり、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、下記1の救助に関する事務については、下記2の期間において貴職が行うこととしたので通知する。

記

1 事務の内容

2 期 間

様式第21号(第21条)

災害救助費繰替支弁金請求書

年 月 日

福岡県知事 氏 名殿

市町村長 氏 名^印

下記金額を請求します。

記

一金 円也
¥

ただし 年 月 日発生のに適用された災害救助法に基づく応
急救助費の繰替支弁金は別紙証拠書類のとおり

注 この請求書には、知事の指示する書類及び支払証拠書類の写を添付すること。

様式第21号の2(第21条)

り 災 者 名 簿

市町村名 _____

被害の 程 度	住 所	世 帯 主 氏 名	家族数	左 の う ち		備 考
				小 学 生	中 学 生	

注 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票に記載されている者で、り災し
なかつたもの又は住民票に記載されていないものにあつては、その詳細を備考欄に記入
のこと。
被害の程度別に、小計を付して合計すること。

救助業務に要した経費算出内訳

（災害名）

種 目 別 区 分			実 支 出 額			算定基準による算定額			備 考
			員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額	
Ⅰ 救 助 業 務 に 要 し た 経 費									
1 救 助 費									
(1)	おそれ段階における避難所設置費	避難所	延	人		延	人		
		福祉避難所	延	人		延	人		
		ホテル・旅館等	延	人		延	人		
		その他（ ）	延	人		延	人		
		計	延	人		延	人		
(2)	避難所設置費	避難所	延	人		延	人		
		福祉避難所	延	人		延	人		
		ホテル・旅館等	延	人		延	人		
		その他（ ）	延	人		延	人		
		計	延	人		延	人		
(3)	応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅	戸			戸			
		賃貸型応急住宅	戸			戸			
		応急修理期間中の仮設住宅の使用	戸			戸			
		計	戸			戸			
(4)	炊出しその他による食品の給与費		延	人		延	人		
(5)	飲料水供給費		延	人		延	人		
(6)	被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与費	全壊（焼）流出		世帯			世帯		
		半壊（焼）・床上浸水		世帯			世帯		
		計		世帯			世帯		
(7)	医療及び助産費	医療	延	人		延	人		
		助産	延	人		延	人		
		計	延	人		延	人		
(8)	被災者の救出費			人			人		
(9)	住宅の被害拡大を防止する緊急措置費（ブルーシート展張費）	自力又はボランティアによる工		世帯			世帯		
		建設団体企業等による施工		世帯			世帯		
		計		世帯			世帯		
(10)	日常生活に必要な部分の修理費（住宅の応急修理費）	半壊（焼）以上		世帯			世帯		
		準半壊		世帯			世帯		
		計		世帯			世帯		
(11)	生業に必要な資金の貸与費			世帯			世帯		
(12)	学用品の給与費	小学校児童教科書		人			人		
		文房具等		人			人		
		中学生教科書		人			人		
		文房具等		人			人		
		高等学校等生徒教科書		人			人		
		文房具等		人			人		
(13)	埋葬費	大		人			人		
		小		人			人		
		計		人			人		
(14)	死体の捜索費			体			体		
(15)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等		体			体		
		一時保存		体			体		
		検案		体			体		
		計		体			体		
(16)	障害物の除去費			世帯			世帯		
(17)	おそれ段階における輸送費								
(18)	輸送費								
(19)	おそれ段階における賃金職員等雇上費			人			人		
(20)	賃金職員等雇上費			人			人		
2 実 費 弁 償 費				人			人		
3 扶 助 金				件			件		
4 損 失 補 償				件			件		
5 法 第 19 条 の 補 償									
Ⅱ 救 助 事 務 に 要 し た 経 費									
1 救 助 事 務 に 要 し た 経 費									
2 法 第 20 条 第 1 項 の 求 償 に 係 る 事 務 費									
Ⅲ 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー の 設 置 ・ 運 営 に 係 る 委 託 費									
合 計									

(注) 1 本表には、事項別明細書を添付すること。ただし、該当のない項目については省略することができる。

2 「備考」欄には、救助の実施につき特別基準を設定した場合は、その概要を記入すること。

3 「算定基準による算定額」欄の金額は、常に「実支出額」欄の金額以下の金額となるものであること。

4 救助の程度、方法及び期間について特別基準が認められた場合は、当該特別基準内容が「算定基準による算定額」となるものであること。

被害状況調
(年 月 日時点)

法適用地域市町村名				
災害救助法適用年月日				
人的被害	死	者		
	行方不明	者		
	負傷	重	傷	
		軽	傷	
		小	計	
	計			
住家の被害	棟数	全壊(全焼)及び流失		
		大規模半壊		
		中規模半壊		
		半壊(半焼)		
		準半壊		
		一部破損		
		床上浸水		
		床下浸水		
	世帯数及び人員	全壊(全焼)及び流失	世帯	
			人員	
		大規模半壊	世帯	
			人員	
		中規模半壊	世帯	
			人員	
		半壊(半焼)	世帯	
			人員	
		準半壊	世帯	
			人員	
		一部破損	世帯	
			人員	
		床上浸水	世帯	
			人員	
		床下浸水	世帯	
			人員	

災害救助費繰替支弁状況調
市町村名 _____

種 別 \ 区 分		実 支 出 額	繰 替 支 弁 対 象 額	備 考
救 助 費				
	計			
事 務 費				
合 計				

注 1 本欄は、法第30条による繰替支弁分についてのみ記入すること。
2 「実支出額」欄には、市町村において実際に支出した額を記入すること。

様式第26号(第21条)

災害救助費繰替支弁金概算払請求書

年 月 日

福岡県知事 氏 名 殿

市町村長 氏 名 印

下記概算金額を請求します。

記

一金 円也

¥

ただし 年 月 日発生の に適用された災害救助法に基づく応急救助費
の繰替支弁金概算額及び証拠書類のとおり。

様式第27号(第21条)

災害救助費繰替支弁金精算請求書

年 月 日

福岡県知事 氏 名 殿

市町村長 氏 名 印

下記金額を精算します。

記

一金 円也

¥

ただし 年 月 日発生の に適用した災害救助法に基づく応急救助費を
関係書類添付のうえ精算します。

様式第43号(第24条)

No. 福岡県災害救助基金台帳(現金、有価証券)

年 度	記 帳 年月日	金融機関名	預入又は 処 分 年 月 日	記号番号	満 期 年 月 日	基 金			利 息		備 考
						積立額	処分額	現在高	金額	期間	

様式第44号(第24条)

No.

福岡県災害救助基金台帳(物資)

(品名)

年 月 日	摘 要	数 量	受	払	現 在 高	購 入 単 価	評 価 額	備 考
